

第 1 章 令和 6 年度 知的財産保護包括協力推進事業の概要

第1章

第1節 事業の背景と目的

我が国と深い経済的相互依存関係を有する中国では、世界の工場に加えて世界の市場として世界経済における存在感を増しており、今後も様々な分野において日系企業による一層の事業展開が見込まれる。日系企業の事業展開の前提として、中国における特許・商標・意匠等の産業財産権の迅速な権利化及び適切な保護が必要不可欠である。中国における特許等の出願件数は年々増加し、知財関連の訴訟件数も急増していることから、中国における知財保護の重要性は非常に高い。

中国における産業財産権制度は、WTO・TRIPS 協定への加盟以降、近年急速に整備されてきた。また、近年の中国における特許出願件数は 2011 年以降、世界第 1 位であり、その伸び率も顕著であり、中国における知的財産の重要性は非常に高まってきている。2024 年 7 月末まで¹、中国における有効発明専利の件数は 541.6 万件、有効実用新型専利の件数は 1152.6 万件、有効外観設計専利の件数は 301.7 万件である。また、商標領域においては、2024 年 7 月までの有効登録商標の件数が 4837.4 万件に達している等、実用新型専利及び外観設計専利の件数が前年よりやや減少していることに対して、発明専利及び商標の件数は増加し、中国における知的財産権の重要性が益々顕著になっている。一方、中国の産業財産権制度は近年急速に整備が進んでいるものの、日本を含む他国との制度及び運用上の差異は依然として大きい。初歩審査のみにより付与される実用新案権や意匠権に基づく権利濫用や冒認商標問題、模倣品摘発などの権利執行に関する問題等、法律の制度面での不備及び運用面での問題が少なくない状況にある。

他方、日本では、2002 年に「知的財産基本法」が制定され、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策への取組が行われてきたが、2024 年 6 月 4 日に、政府知的財産戦略本部は「知的財産推進計画 2024 〜イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築と「新たなクールジャパン戦略」の推進に向けて〜」を発表した。当該推進計画では、デジタル化・DX 化の進展や生成 AI の急速な発展など、社会・経済を取り巻く状況が大きく変化し、国家間競争の激化など国際情勢も厳しさを増す中、「知的財産戦略」が日本の経済やイノベーションを活性化し、国際競争力を強化していく上で一段と重要なものとなっており、最新の科学技術・イノベーション政策や経済安全保障政策等とも連携した取組が一層重要となっている点を再認識し、知財の創造・保護・活用全般にわたり施策の見直しが検討されることになっている。

日中における今後の知財戦略を考える上で、国際的な感覚が欠かせないところ、差し当たり特にアジアにおいて知財活動が活発である日中両国が交流を深め、知財政策を整備していくことが重要である。具体的には、知財に関する状況を中国政府関係機関、学術機関等と緊密に交流を行うことにより理解を深めることが何より重要であり、連携を深め、政策のベースとなる中国における公平な企業活動を行う面から産業財産権が適切に保護される事が重要になってきているといえよう。くわえて、中国における、中国の法改正・司法解釈、法運用の抜本的な改善に資する調査・研究を実施する事が極めて有益になってきている。

よって、中国でこれまで進められてきた知的財産に関する取組・戦略について取りまとめを行うとともに、日本における知的財産政策についての検証を行い、日中両国における今後の知財戦略を見据えて、

¹ 文中の中国における知的財産権に関する主な統計データは、以下の中国国家知識産権局のホームページのデータによる（2024 年 8 月 19 日確認）。

《知识产权统计简报》（2024 年第 10 期）（cnipa.gov.cn）

知的財産の創造・保護・活用をさらに発展せしめる知的財産制度を検証する事を目的に、日本・中国双方の有識者とともに日本・中国両国の知的財産施策の方向性の検証及び、それらに関する調査・研究を共同で実施した。

第2節 事業の概要

I. 実施事項

1. 中国政府関係機関・学術機関と連携した課題抽出と提言等

- (1) 産業財産権法及び隣接法に係る制度・運用（審査・エンフォースメント等）適正化に資する日中の研究者による共同研究の実施
- (2) 共同研究テーマを設定し、連携機関及び研究者を選定し、研究者会議を実施
- (3) 産業財産権制度等に関する改善提案の内容の精査

2. 法・運用整備に係る中国知財関係者との知見の共有及び共通理解の向上

- (1) 産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関・学術機関等の知財関係者の日本への招へい並びに日本の有識者及びユーザー（出願人・弁理士等）との意見交換の実施
- (2) 日中の研究者と産業財産権法及び隣接法の所管省庁等の知財に関する中国政府機関等との意見交換の実施

3. 共同研究成果のフィードバック

- (1) 日中の研究者と産業財産権法及び隣接法の所官省庁等の知財に関する中国政府機関等との意見交換の実施
- (2) 知的財産に関する日中共同研究調査報告書の作成

Ⅱ. 研究テーマと担当研究者

1. 国際的な事業活動における権利保護の在り方（並行輸入の違法性の検討を含めて）

中国側	日本側
張 平 教授（北京大学） 彭 学龍 教授（中南財經政法大学） 顧 昕 首席研究員（国家知識産権局 知識産権発展研究センター）	田村 善之 教授（東京大学） 潮海 久雄 教授（筑波大学） 前田 健 教授（神戸大学）

2. 商標法（及び意匠法）からみた不正競争防止法の保護領域

中国側	日本側
吳 漢東 教授（中南財經政法大学） 管 育鷹 教授（中国社会科学院） 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）	島並 良 教授（神戸大学） 宮脇 正晴 教授（立命館大学） 青木 大也 准教授（大阪大学）

第3節 研究者会議、意見交換の概要

I. 用語

この事業における研究者会議及び意見交換とは、以下のとおりである。

研究者会議とは、この事業の共同研究者により行われるもので、定められた研究テーマについて、研究テーマの進捗状況、研究内容の確認・議論等を行う会議である。

意見交換を、日本の有識者及びユーザーとの意見交換と、中国政府機関や学術機関等の知財関係者との意見交換とに分類する。日本の有識者及びユーザーとの意見交換とは、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関・学術機関担当者等の知財関係者を招へいし、日本の有識者又は出願人や弁理士等のユーザーと意見交換を行うものをいう。中国政府機関の担当者等との意見交換とは、共同研究の成果がまとまる時期に併せて、産業財産権法及び隣接法を所管する等の知財に関する中国政府関係機関等の担当者を招き、研究成果の報告を行い、意見交換を行うものをいう。

II. 研究者会議

1. 第一回会議

日時等：2024年7月28日（日曜日）（開催方法：TV会議）

主 催：一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

会議システムの同時通訳ツールを使用して共同研究者全員が参加する会議を開催した。

当該会議では、各研究者が担当する研究テーマについて、問題意識や研究の方向性等を報告し、全員で議論を交わした。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 島並 良 教授（神戸大学）、 潮海 久雄 教授（筑波大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 前田 健 教授（神戸大学）、 青木 大也 准教授（大阪大学） ◆オブザーバー 生駒 勇人 班長（日本特許庁）、 川添 康一郎 係長（日本特許庁）、 谷川 啓亮 一等書記官（駐中国日本大使館）、 太田 良隆 部長（JETRO・北京）、 島田 英昭 部長（JETRO・香港）、 鹿兒島 直人 副部長（JETRO・北京） ◆知的財産研究所 小林 徹 常務理事、 井手 李咲 主任研究員、 西村 素夫 主任研究員、 米川 紘輔 主任研究員、 坂治 深雪 補助研究員、 天童 史子 補助研究員

第1章

2. 第二回会議

日時等：2024年10月12日（土曜日）9：00-18：00

場 所：東京・ビジョンセンター品川

主 催：一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

本年度の研究テーマに関係する日中両国の実務家を招いて、実務的な観点から研究テーマに関する基調講演を行い、共同研究者と意見を交換した。また、意見交換終了後、共同研究者が研究テーマ毎に分かれ、実務家も交えて研究テーマについて議論を交わした。

各講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

- 「IoT サプライチェーン保護のための消尽の迂回制度の必須性」 松永 章吾 弁護士
- 「中国大陆における専利並行輸入問題の実践研究」 張 漢国 律師
- 「商標法からみた不正競争防止法の保護領域」 高部 眞規子 弁護士
- 「中国における商業標識の保護－商標法と反不正当競争法による保護を視座に」 許 波 律師

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター） ◆実務家講演者 張 漢国 律師（国楓律師事務所）、 許 波 律師（隆諾律師事務所）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 島並 良 教授（神戸大学）、 潮海 久雄 教授（筑波大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 前田 健 教授（神戸大学）、 青木 大也 准教授（大阪大学） ◆実務家講演者 高部 眞規子 弁護士（西村あさひ法律事務所）、 松永 章吾 弁護士（ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所） ◆オブザーバー 生駒 勇人 班長（日本特許庁）、 川添 康一郎 係長（日本特許庁） ◆知的財産研究所 小林 徹 常務理事、 井手 李咲 主任研究員、

	西村 素夫 主任研究員、 米川 紘輔 主任研究員、 坂治 深雪 補助研究員、 天童 史子 補助研究員
--	---

3. 第三回会議

日時等：2025年1月12日（日曜日）

主 催：一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

日中共同研究者全員で本年度の各研究テーマのまとめ案について議論し、各研究員が一年間の共同研究について振り返りを行った。

また、今後日中両国において共同研究すべきテーマに関する議論を交わした。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター） ◆オブザーバー 鄧 儀友 処長（CNIPA発展研究センター）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 島並 良 教授（神戸大学）、 潮海 久雄 教授（筑波大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 前田 健 教授（神戸大学）、 青木 大也 准教授（大阪大学） ◆オブザーバー 生駒 勇人 班長（日本特許庁）、 川添 康一郎 係長（日本特許庁）、 太田 良隆 部長（JETRO北京）、 島田 英昭 部長（JETRO香港）、 谷川 啓亮 一等書記官（日本大使館経済部）、 鹿児島 直人 副部長（JETRO北京） ◆知的財産研究所 小林 徹 常務理事、 井手 李咲 主任研究員、 西村 素夫 主任研究員、 米川 紘輔 主任研究員、 坂治 深雪 補助研究員、 天童 史子 補助研究員

Ⅲ. 日本の有識者及びユーザーとの意見交換

1. 企業の知財担当者との意見交換

日 時：2024年10月11日（金曜日）午前

訪問先：古河電気工業株式会社

概 要：

古河電気工業株式会社知的財産部の大久保典雄部長をはじめ、渋谷妙子推進部長、池田匡視知財活用部長、古川友美推進部第1課長、川村知生推進部第2課長、熊野尚美推進部第3課長、根本奈緒知財活用部渉外課長、會澤英樹知財活用部知財解析課長、小田野まゆみ戦略企画課長が参加し、古河電気工業社の歴史などの会社紹介、同社の知財制度の係る取組みや課題認識についてご紹介があり、続いて知財戦略や、知財環境の変化に対応する取組みを、それぞれ実務的な観点からご説明頂き、その上で日本側と中国側の共同研究者と意見交換を行った。

当日は、古河電気工業株式会社の展示も見学し、同社の主要技術について分かりやすくご説明いただき、共同研究者自らの体験も行った。その上での意見交換をすることにより、日中両国の共同研究者は、古河電気工業社の知財に関する考え方等について理解を深めた。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学） ◆オブザーバー 張 漢国 弁護士（国楓律師事務所）、 許 波 弁護士（隆諾律師事務所）	◆古河電気工業株式会社 （知的財産部） 大久保 典雄 部長 渋谷 妙子 推進部長 池田 匡視 知財活用部長 古川 友美 推進部第1課長 川村 知生 推進部第2課長 熊野 尚美 推進部第3課長 根本 奈緒 知財活用部渉外課長 會澤 英樹 知財活用部知財解析課長 小田野 まゆみ 戦略企画課長 ◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 島並 良 教授（神戸大学）、 潮海 久雄 教授（筑波大学）、 前田 健 教授（神戸大学）、 青木 大也 准教授（大阪大学） ◆オブザーバー（日本側） 生駒 勇人 班長（日本特許庁）、 川添 康一郎 係長（日本特許庁）

	◆知的財産研究所 小林 徹 常務理事、 井手 李咲 主任研究員、 西村 素夫 主任研究員、 米川 紘輔 主任研究員
--	--

2. 会議形式の意見交換

日時等：2024年10月11日（金曜日）午後

主 催：一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所

概 要：

産業界や実務界を代表して、一般社団法人日本知的財産協会（JIPA）、日本商標協会の担当者により講演が行われた。具体的な内容は、複数主体が関連する特許侵害の問題や中国の部分意匠の問題、商標の商品/役務指定の問題、イノベーションボックス税制について知財実務の観点からの関心事項や、商標法や意匠法の不正競争防止法との関係についてご紹介がなされ、講演後は、日中両国の共同研究者が、産業界や実務界の知財担当者と意見を交換した。

なお、講演者の講演テーマは、以下のとおりである。

- 「中国における複数の主体が関連する特許侵害について」
 - 「中国部分意匠の若干問題」
 - 「商標の商品/役務指定にかかる問題」
 - 「イノベーションボックス税制（パテントボックス）について」
 - 小林利彦 副理事長、長橋孝治 副委員長、立石崇晴 副委員長、
 - 鈴木茉莉 副委員長、竹森久美子 委員長代理
- 「商標法・意匠法と不正競争防止法～代理人の立場から～」
 - 服部謙太郎 理事・判決研究部会長

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター） ◆オブザーバー 張 漢国 弁護士（国楓律師事務所）、 許 波 弁護士（隆諾律師事務所）	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 島並 良 教授（神戸大学）、 潮海 久雄 教授（筑波大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 前田 健 教授（神戸大学）、 青木 大也 准教授（大阪大学） ◆講演者 小林 利彦 副理事長（JIPA、セイコーエプソン（株）執行役員）、 長橋 孝治 副委員長（JIPA 国際第3委員会、富士フイルム（株））、 立石 崇晴 副委員長（JIPA 意匠委員会、トヨタ自動車（株））、 鈴木 茉莉 副委員長（JIPA 商標委員会、YKK AP

第1章

	(株))、 竹森 久美子 委員長代理 (JIPA ライセンス第1 委員会、(株) 雪国まいたけ)、 服部 謙太郎 理事・判決研究部会長 (日本商標 協会、桜坂法律事務所) ◆オブザーバー 生駒 勇人 班長 (日本特許庁)、 川添 康一郎 係長 (日本特許庁) ◆会議参加者 (日本側) - 一般社団法人日本知的財産協会 (JIPA) 林 晃平 副委員長 (国際第3委員会、出光興産 (株))、 三田 治男 副委員長 (意匠委員会、富士通(株))、 木内 純子 副委員 (商標委員会、(株) タダノ)、 古谷 真帆 係長 (政策検討チーム兼国際制度調 和グループ) - 日本商標協会 佐藤 俊司 理事・事務局長 (TMI 総合法律事務 所)、 本多 敬子 理事・事務局長補佐 (本多国際特許 事務所)、 宇野 元博 理事・模倣対策部会長 ((株) GS ユア サ 知的財産部部長)、 江成 文恵 理事・国際活動委員会委員長 (瀧野 国際特許事務所)、 西野 吉徳 理事・外国商標制度部会長 (Authense 弁理士法人)、 黒田 亮 理事・外国商標制度副部会長 (坂本国 際特許商標事務所)、 加藤 ちあき 理事・国際活動委員会委員 (窪田 法律事務所)、 杜 潔 国際活動委員会委員 (創英国際特許法律 事務所)、 飯田 遥 国際活動委員会委員 (TMI総合法律事務 所)
--	---

	◆知的財産研究所 小林 徹 常務理事、 井手 李咲 主任研究員、 西村 素夫 主任研究員、 米川 紘輔 主任研究員、 坂治 深雪 補助研究員、 天童 史子 補助研究員
--	--

IV. 中国政府関係機関との意見交換

1. 会議形式の意見交換

日時等：2025年1月11日（土曜日）～12日（日曜日）

主 催：広東中策知識産権研究院

概 要：

中国の政府関係者等を会に招き、日中共同研究者が、それぞれ担当する研究テーマに関する共同研究の成果を報告した。これらの研究成果の発表に基づいて、中国の政府関係者等と意見交換を行い、双方の共通理解を深めた。

出席者：

中国側	日本側
◆共同研究者 呉 漢東 教授（中南財經政法大学）、 彭 学龍 教授（中南財經政法大学）、 管 育鷹 教授（中国社会科学院）、 張 平 教授（北京大学）、 張 鵬 専任研究員（中国社会科学院）、 顧 昕 首席研究員（CNIPA発展研究センター） ◆会議参加者（中国側） 国家市場監督管理総局知識産権局、中国科学院、中国社会科学院、中華商標協会、清華大学、中国人民大学、中国政法大学、同済大学、華東政法大学、北京第二外国語大学、中央財經大学、北京理工大学、北京化工大学、北方工業大学、對外經濟貿易大学、北京市中倫律師事務所、万慧達知識産権管理委員会、北京君策知識産権発展センター、北京隆諾律師事務所、北京市煒衡律師事務所、北京乾成律師事務所、滙仲律師事務所、北京德恒律師事務所、北京隆安律師事務所、天達共和律師事務所北京事務所、北京国楓律師事務所、京東グループ、ティックトックグループ、唯品会等から40名の出席者	◆共同研究者 田村 善之 教授（東京大学）、 島並 良 教授（神戸大学）、 潮海 久雄 教授（筑波大学）、 宮脇 正晴 教授（立命館大学）、 前田 健 教授（神戸大学）、 青木 大也 准教授（大阪大学） ◆会議参加者（日本側） 生駒 勇人 班長（日本特許庁）、 川添 康一郎 係長（日本特許庁）、 谷川 啓亮 一等書記官 （駐中国日本国大使館）、 島田 英昭 部長（JETRO・香港）、 太田 良隆 部長（JETRO・北京）、 鹿兒島 直人 副部長（JETRO・北京） ◆知的財産研究所 小林 徹 常務理事、 井手 李咲 主任研究員、 西村 素夫 主任研究員、 米川 紘輔 主任研究員、 坂治 深雪 補助研究員、 天童 史子 補助研究員

第1章 令和6年度 知的財産保護包括協力推進事業の概要

2. 訪問形式の意見交換

＊事情により渡航が実現できず、中止。